

第 3 章

第 3 期計画の基本的な考え方と方向性



1 第3期計画の基本理念

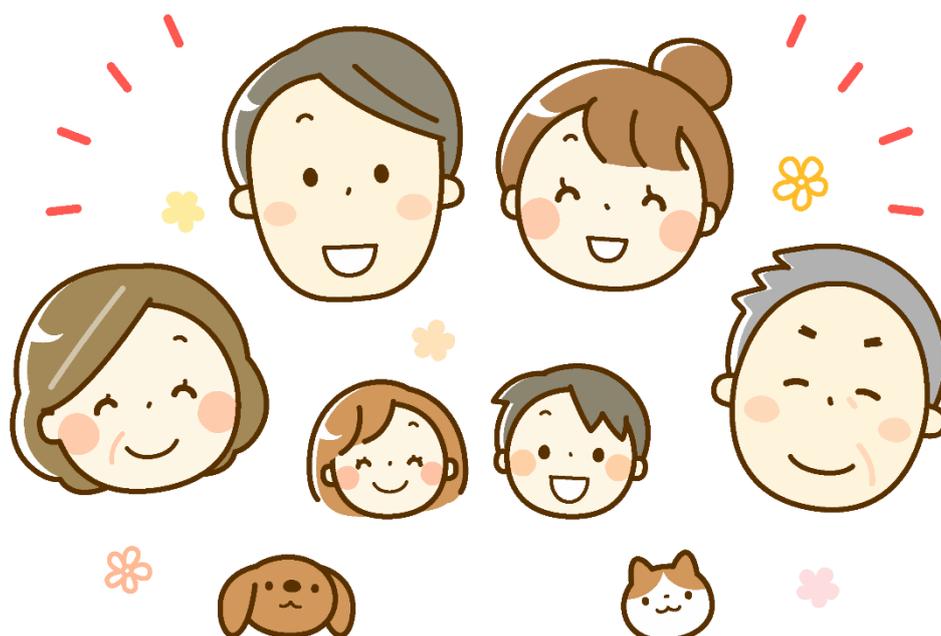
第3期計画においては、宇治市の地域福祉推進の目標として、第1期及び第2期計画の考え方を基にしつつ、基本理念を次のとおりとします。

<基本理念>

一人ひとりが認め合い ともに支え合う

安心して暮らせる 地域共生社会の実現

を目指します



2 地域福祉推進の基本的視点

基本理念の実現に向け、宇治市では【人権尊重】、【連携・協働】、【福祉文化の発展】の3つの視点に立って地域福祉を推進していきます。

【人権尊重】

I 基本的人権を重んじ 誰もが地域で当たり前で暮らせる やすらぎのあるまちづくりを実現します。

年齢、国籍、出身、性別、性的指向・性自認、障害等、すべての人の基本的人権と固有の尊厳が尊重され、個性が活かされ合い、住み慣れた地域で当たり前で、安心して暮らせるまちづくりを実現します。

【連携・協働】

II 地域福祉の推進を担う者が 住民の主体的な参加と併せ 相互の連携・協働により 地域力を育むまちづくりを進めます。

地域社会の一翼を担う住民の主体的な参加を大前提とし、地域福祉の推進を担う者が、地域の課題を『我が事』として、連携・協働して地域活動への取組や支援を行い、地域力の向上を育む福祉のまちづくりを推進します。

【福祉文化の発展】

III 豊かな自然環境や地域の歴史・風土を活かした 地域の状況に応じた特徴のある地域福祉の推進に努めます。

宇治の歴史・文化を基盤としながら、住民一人ひとりが培ってきた思いやりや優れた技と経験を活かし、地域の状況に応じた福祉文化を継承し、発展させていきます。

3 第3期計画における地域福祉推進の指針（コンセプト）

地域福祉計画は、活動を自発的に行う住民だけでなく、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政の5者による協働で進める行政計画です。

今後、宇治市の地域福祉をより一層推進していくために、住民アンケート調査等により集約した課題に総合的に取り組んでいくことが必要です。そこで、第3期計画におけるコンセプトとして、今後の地域福祉推進の指針を以下のように設定します。

ち	地域コミュニティに活気を
は	はざまをなくし包括的な相談と支援へ
や	やってみようを簡単に
ひ	人と人との関わりを大切に
め	目に見える形で魅力ある情報発信を



宇治市宣伝大使
ちはや姫



地域コミュニティに活気を

希薄化してきている地域の人間関係に、活気を取り戻します。



はざまをなくし包括的な相談と支援へ

多様化・複合化するニーズに対応した、分野横断的な相談と支援の体制を整備します。



やってみようを簡単に

地域活動をやってみようという気持ちを簡単に行動に移せる環境を整えます。



人と人との関わりを大切に

人と人との関わりを大切にし、孤立を生まない地域づくりを推進します。



目に見える形で魅力ある情報発信を

たくさんの魅力的な活動がみんなの目に届くような仕組みをつくります。

4 第3期計画における重点取組項目（地域福祉推進の指針）

第2期計画の推進状況や各種アンケート調査結果等から見えてきた様々な課題を踏まえ、第3期計画における重点取組項目を以下のように設定します。

①市民ニーズに応じた地域コミュニティの活性化

（ち：地域コミュニティに活気を）

住民アンケートの結果では、町内会・自治会等の地域の間関係の希薄化が進み、活動ができなくなっているとの声があがりました。そこで、第3期計画においては、地域の活動への積極的な支援を推進します。

②重層的・包括的な相談及び支援体制の整備

（は：はざまをなくし包括的な相談と支援へ）

世帯や個人が抱える複合的福祉ニーズに対応していくために、地域住民、行政、社会福祉協議会、NPO、企業等による、連携協働機能を拡充します。また、孤立状態にある人や、自ら支援を活用することが難しい人等の困難事例に関しては、各分野の専門相談支援機関による協働機能を促進します。

そして、庁内連携を強化し、包括的で重層的な支援の体制構築に向けて取り組んでいきます。

③地域福祉活動の参加促進

（や：やってみようを簡単に）

ボランティアをはじめとした地域福祉活動をしてみたい意欲はあるものの、どこに相談すればよいのか分からないといった意見がありました。そういったことから、第3期計画では地域福祉に関する情報の入手を容易にし、気軽な参加へのきっかけを提供し、人と活動を結ぶ取組を進めます。

④孤立させない地域づくり・気軽に集まれる地域の活動拠点の確保

（ひ：人と人との関わりを大切に）

地域での見守りや声かけを通じて、孤立しがちな人を地域全体で見守ることや、新しく地域住民となった人に対して支援の断絶や地域での孤立を防ぐため、地域と関係団体、関係機関との連携を強化する取組を進めます。

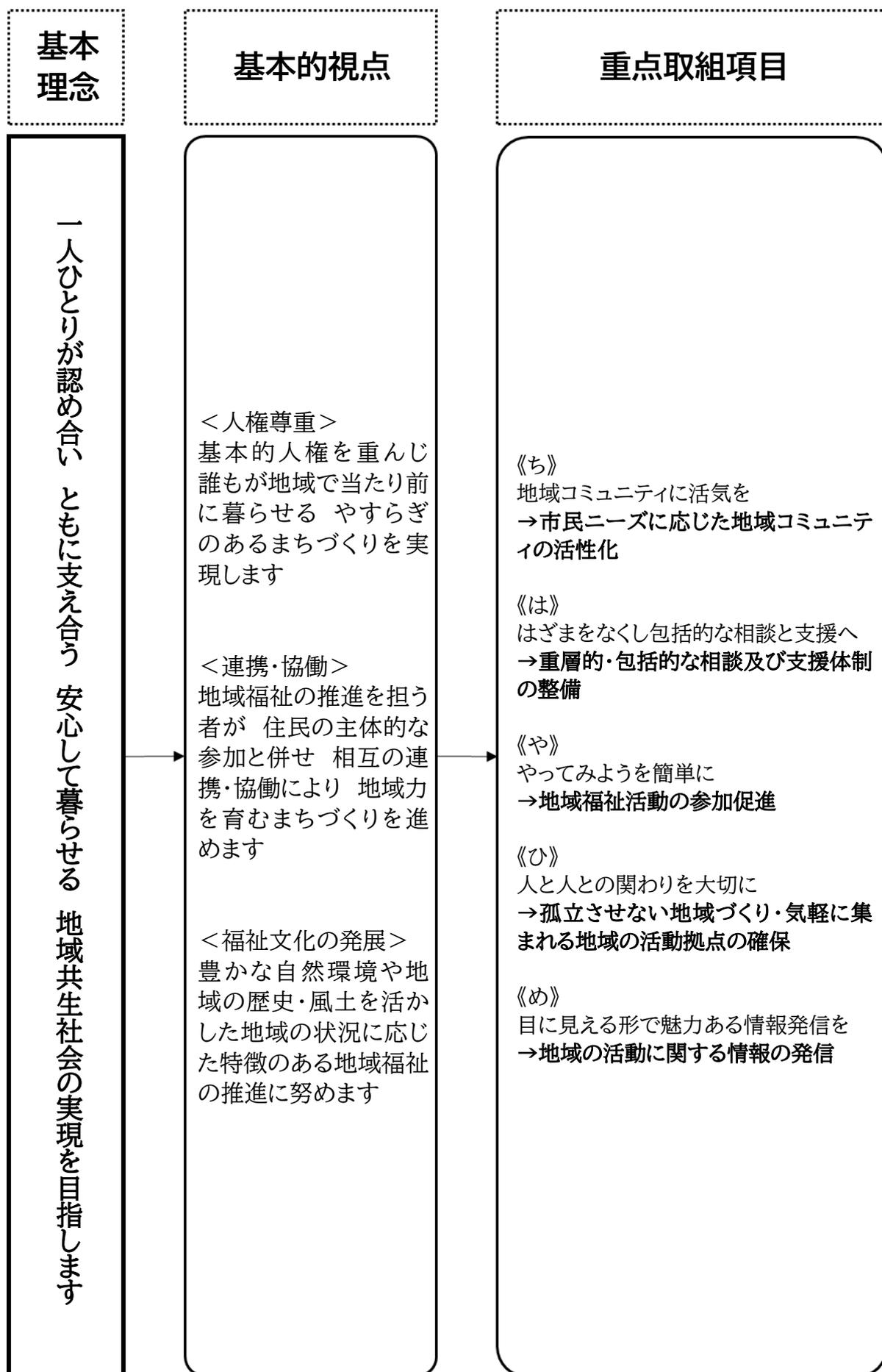
また、住民アンケートの結果では、地域の中に気軽に集まれる施設を希望する意見が見受けられました。そのため、既存の公共施設がより気軽に使いやすくなる取組や、活動拠点を新たに確保できる取組を進めます。

⑤地域の活動に関する情報の発信

（め：目に見える形で魅力ある情報発信を）

住民アンケートの結果では、必要な情報が必要に応じて入手できないという意見が多く見受けられました。そこで、地域での魅力ある活動を積極的に発信する手段の拡充や積極的な広報について充実させていきます。

5 施策の体系



＜地域福祉推進のプログラム＞

「5つの『柱』」

「施策の方向」

①安全・安心に暮らせるまちづくり

- (1) 個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向け、地域全体で進められる取組の推進・支援
- (2) 健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりの推進
- (3) 災害時の被害を最小限にとどめる取組と地域による防犯・防災の取組の推進

②市民が主体となった地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりの支援
- (2) 地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取組の推進
- (3) ボランティアの育成や活動の支援
- (4) 地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの活性化の推進
- (5) 地域福祉活動や交流の拠点整備の推進

③ゆるやかな支え合い

- (1) 一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら、地域で見守り、支援が必要な人を早期発見、解決へ導く取組の推進
- (2) 地域福祉の担い手として活動している人々の連携の強化

④多様な福祉サービスの創生と展開

- (1) 支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるような支援
- (2) 地域の福祉サービス事業者等との連携やNPO、市民活動団体への支援の取組の推進
- (3) 多様な地域課題を包括的・重層的に受け止め、関係機関が連携して解決へと導く体制の構築
- (4) 地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動の推進

⑤安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供

- (1) 困ったときに気軽に相談できる仕組みづくりの推進
- (2) 成年後見制度等の権利擁護に関する制度や取組の推進
- (3) より効果的な広報・情報提供の推進
- (4) 利用者の満足度を高める取組の推進

成年

成年

・・・成年後見制度利用促進基本計画として一体的に策定

6 地域福祉推進のプログラムの具体的な取組

1. 安全・安心に暮らせるまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らしていくことができるように、環境の整備や支え合いの仕組みづくりを推進します。

施策の方向【具体的な取組】	重点	関係課
(1) 個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向け、地域全体で進められる取組を推進・支援します。		
1 部落差別や性別、子ども、高齢者、外国人、難病患者等をめぐる人権問題を克服し、性的指向・性自認、障害特性等の多様性を尊重し、一人ひとりの基本的人権と、互いの固有の尊厳を大切にしよう福祉社会実現の取組を推進・支援します。	②	人権啓発課 男女共同参画課 地域福祉課 障害福祉課 こども福祉課 長寿生きがい課
2 すべての人が安全に安心して利用できるような公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及の推進と併せ、交通結節点までの距離にかかわらず移動が困難な方など、新たな移動ニーズに対応していくために、既存公共交通との整合性を図りながら地域に応じた移動手段の確保に取り組みます。	②	道路建設課 公園緑地課 建築指導課 交通政策課 生涯学習課
(2) 健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりを推進します。		
3 フレイル予防、各種の機能低下予防、疾病予防事業の積極的な実施及び各種検（健）診等、健康に関する情報の積極的な広報に取り組みます。	④	文化スポーツ課 保健推進課 長寿生きがい課 健康づくり推進課
(3) 災害時の被害を最小限にとどめる取組と地域による防犯・防災の取組を推進します。		
4 防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取組を積極的に推進します。	③	危機管理室 総務課 地域福祉課 障害福祉課 こども福祉課 長寿生きがい課 維持課 雨水対策課 建築指導課
5 災害時の被害を最小限にとどめるために、道路・河川・排水路等の改修・整備や建築物の耐震改修助成等の取組を推進します。	②	
6 犯罪被害者等が被害からの回復及び軽減を図るための取組として、支援機関の紹介等の広報活動を推進します。	②	
7 福祉等の支援を必要とする犯罪をした人が、再び罪を犯すことなく立ち直ることができるよう支援する取組を推進します。	②	
8 地域における防犯・防災のネットワークづくりを支援するとともに、民生児童委員、学区福祉委員会や喜老会等による一人暮らし高齢者訪問活動、学童の登下校等子どもの見守り活動、障害者の見守り活動等の拡充を支援します。	③	
9 災害時避難行動要支援者名簿を活用し、いざというときに地域で助け合える体制の整備を推進します。	③	

2. 市民が主体となった地域福祉活動の推進

人材の発掘・育成や支え合いの仕組みづくり、地域での活動拠点の整備を進めます。

施策の方向【具体的な取組】	重点	関係課
(1) 地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりを支援します。		
10 宇治市社会福祉協議会や学区福祉委員会等による地域福祉活動への参加のきっかけになるよう、広報やイベント等を支援します。	②	秘書広報課 文化スポーツ課 地域福祉課
11 デジタル技術の活用により、知識や経験を持った人や活動に興味を持つ人と、活動とをつなぐ仕組みの構築を推進します。	②	長寿生きがい課 生涯学習課
(2) 地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取組を推進します。		
12 日ごろの声かけやあいさつによるご近所とのつながりや世代間交流、ボランティア活動の意義を積極的に広報・啓発する取組を推進します。	①	地域福祉課 生涯学習課
13 学校教育における福祉体験学習や、学校・地域・家庭の連携・協働による活動の中で、より実践的な福祉教育を推進します。宇治市社会福祉協議会と協働による大学生等の地域交流活動を推進します。	②	学校教育課 教育支援課
(3) ボランティアの育成や活動を支援します。		
14 宇治市社会福祉協議会や宇治市福祉サービス公社、宇治ボランティア活動センター等と連携し、ボランティア・NPOの育成や活動を支援します。	②	産業振興課
15 ボランティア・NPOの活動の情報や活動の魅力を伝え、参加者の増加に結びつく広報・啓発の取組を推進します。	③	地域福祉課 長寿生きがい課
16 企業による企業市民活動（社会貢献活動）が活性化するような取組を進めます。	②	
(4) 地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの活性化を推進します。		
17 町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報するとともに、NPO等との連携も含めた支援により、町内会・自治会等の積極的な活動の活性化を目指します。	④	自治振興課 地域福祉課
18 地域のサークル活動、NPOや市民活動団体等、地域で行われる多様なコミュニティ活動を支援します。	④	長寿生きがい課 健康づくり推進課
19 地域福祉活動を支える基盤として、募金や寄附文化の創造に積極的に取り組みます。	④	
(5) 地域福祉活動や交流の拠点整備を推進します。		
20 公共施設や学校、福祉施設、空き家・空き店舗、隣保館等の既存施設が、地域福祉活動や交流の拠点として、利活用できるような取組を推進します。	①	秘書広報課 自治振興課 産業振興課
21 デジタル技術の活用により、気軽に住民同士の交流や情報共有のできる仕組みづくりを推進します。	①	人権啓発課 長寿生きがい課 住宅課
22 地域にある既存の公共施設の適切な維持管理に加え、公共施設の在り方について改めて検討し、地域で有効的に利活用できるよう整備します。	①	教育総務課 学校管理課 生涯学習課

3. ゆるやかな支え合い

支援が必要な人を地域でゆるやかに支え合いながら、困りごとがあったとき、いざというときには迅速に対応できる地域での支え合いネットワークづくりを推進します。

施策の方向【具体的な取組】	重点	関係課
(1) 一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら、地域で見守り、支援が必要な人を早期発見、解決へ導く取組を推進します。		
23 障害特性や難病、認知症についての正しい理解の促進や広報・啓発に積極的に取り組むとともに、当事者組織の結成やその活動を支援します。	④	自治振興課 男女共同参画課 地域福祉課 障害福祉課 こども福祉課 保育支援課 長寿生きがい課
24 喜老会やふれあいサロン活動等、地域とのつながり・きずなづくりを支援します。	⑤	
25 地域におけるソーシャルワークを担う福祉専門職の育成を含めた、見守りから課題の発見、関係機関との連携、情報共有の体制を構築します。	④	
26 子どもや高齢者、障害のある人等への虐待やDVについて、早期発見及び未然に防ぐための取組を推進します。	④	
27 孤独死について、地域での見守り活動や事業所との協働により、早期発見及び未然に防ぐための取組を推進します。	④	
(2) 地域福祉の担い手として活動している人々の連携を強化します。		
28 地域福祉推進委員会の開催や、活動を行っている人々によるつどいにより、地域福祉を担う人同士の連携の強化を推進します。	④	地域福祉課

4. 多様な福祉サービスの創生と展開

地域で支援を必要としている様々な立場の人のニーズを把握し、行政や事業者による適切な福祉サービスの提供を推進します。

施策の方向【具体的な取組】		重点	関係課
(1) 支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるよう支援します。			
29 福祉サービス事業者に関しては第三者評価や利用者アンケートを実施する等、サービスの質の向上につながる取組を推進します。	㊦	地域福祉課 障害福祉課 こども福祉課 保育支援課 長寿生きがい課 健康づくり推進課 介護保険課	
30 地域包括支援センターを中心に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるような地域包括ケアシステムの構築を進めます。	㊦		
31 地域子育て支援拠点を中心に、相談の受付等により子育て世代を支援し、子育てを楽しむことができるような環境づくりを推進し、横のネットワークづくりを支援します。	㊦		
32 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等による障害者の相談体制について、相談機能の充実を図ります。	㊦		
33 悩みを抱えた人に対して、状態が深刻化する前の早期発見や、寄り添い支援、誰も自殺に追い込まれることのない体制を構築します。	㊦		
(2) 地域の福祉サービス事業者等との連携やNPO、市民活動団体への支援の取組を推進します。			
34 保健・医療・福祉の横断的な連携を進めるため、福祉サービス会社をはじめとした福祉サービス事業者や専門機関、医療機関等との意見交換、情報交換の場づくりを進めます。	㊦	地域福祉課 長寿生きがい課 健康づくり推進課	
35 既存の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題に対応するため、先駆的な活動を行うNPOや市民活動団体等の主体的な活動を支援します。	㊦		
(3) 多様な地域課題を包括的・重層的に受け止め、関係機関が連携して解決へと導く体制を構築します。			
36 ヤングケアラーやひきこもり等、分野横断的な課題や制度のはざまにある問題を、包括的・重層的に捉え、関係機関の連携・協働を強化することで課題解決のための適切な支援につなげます。	㊦	地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 こども福祉課 保育支援課 長寿生きがい課 健康づくり推進課 介護保険課 教育支援課	
37 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、必要に応じて、弁護士・司法書士・社会福祉士や医療関係等の専門分野につなぐ等、関係機関の横断的なネットワークづくりを推進します。	㊦		
(4) 地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動を推進します。			
38 生活困窮者への支援を通じて、生活に困る人を見逃さず、適切な支援が行き届く地域づくりを推進します。	㊦	産業振興課 生活支援課	
39 失業者や障害者、高齢者、ひとり親世帯等の就労に困難を抱える人への適切な支援を推進します。	㊦		

5. 安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供

地域で支援を必要としている人からのSOSを見逃さず、必要な情報や適切な福祉サービスの利用につなげていく人と人のネットワークづくりを支援し、きめ細やかな相談体制の構築を推進します。

施策の方向【具体的な取組】		重点	関係課
(1) 困ったときに気軽に相談できる仕組みづくりを推進します。			
	40 分野別の相談窓口だけでなく、総合的な相談窓口の充実を図ります。	⑤	地域福祉課 教育支援課
	41 民生児童委員による、身近な地域での相談活動の充実を支援します。	⑤	
	42 不登校・ひきこもりに関する相談窓口を充実させ、内容に応じて関係課や関係機関との連携を図ります。	⑤	
(2) 成年後見制度等の権利擁護に関する制度や取組を推進します。			
成年 後見 制度 利用 促進 基本 計画	43 成年後見制度利用促進に関する中核機関の在り方について、関係機関と協議・検討します。	⑤	地域福祉課 障害福祉課 長寿生きがい課
	44 市民後見人等の養成に関する取組を支援します。	⑤	
	45 親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応する取組を支援します。	⑤	
	46 日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援等、成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった地域課題等と併せて、協議会の設置を検討します。	⑤	
	47 より多くの方が成年後見制度について理解を深められるよう、周知及び啓発を行います。	⑥	
(3) より効果的な広報・情報提供を推進します。			
	48 正確な情報をより多くの人に届けるため、個々に合った広報媒体での発信を推進します。	⑥	秘書広報課
	49 デジタル技術の活用により「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進します。	⑥	IT推進課
(4) 利用者の満足度を高める取組を推進します。			
	50 苦情対応・オンブズマン制度等の利用促進を図り、事業者等への助言・指導・研修等の取組を推進します。	⑤	長寿生きがい課